

事件の時系列

No. _____

17.23.1.27

年	月	日	
62	10	15	① 売員で三高から建設へ所有権移転
63	6	13	② 売員で建設からトーマーへ所有権移転 (譲渡担保は付いてない)
63	11	7	③ 売主建設、買主山野保枝で売買契約成立
63	12	3	④ 設計工務が千葉興銀へ銀行取引約定書差入
63	12	3	⑤ 売主設計工務、買主山野保枝で産後土地売買契約書作成
63	12	31	⑥ 同上売員により物件引渡日。
元	2	1	⑦ 建設社長が千葉興銀へ4,000万円融資申込み
元	2	6	⑧ 売主トーマー、買主設計工務で6,000万円売買契約書交す。
元	2	7	⑨ 売主設計工務、買主山野保枝で産後内の産後契約書
元	2	15	⑩ 担保不動産調、その1, 2, 3共トーマーの所有権(興銀)の提出資料
元	2	17	⑪ 千葉興銀の融資決裁日。
元	2	22	⑫ 売員で建設から設計工務へ所有権移転登記申請 (建設の物件ではない)
元	2	23	⑬ 錯誤で、5.6.6.13 売員の所有権登記抹消で建設の所有権に戻す。
元	2	23	⑭ 設計工務が千葉興銀に対し、5,000万円の根拠当権設定契約書入れ、4,000万円融資を受ける。 (稀毛支店で断ったものを本店で迂回融資を提案して融資を行ったもの)
元	2	27	⑮ ⑫、⑬、⑭の不正登記と迂回融資完了後に届出
元	4	5	⑯ 山野保枝死亡
元	4	18	⑰ 売主設計工務、買主山野咲子へ所有権移転 (根拠当権の付いた子子所有権移転したものが計画的犯行である)

※うまく騙した子子でもどこかに矛盾が出て来る。